

沖縄戦の「集団自決」(強制集団死)

沖縄国際大学名誉教授/日本近現代史 安仁屋政昭

歴史の真実を否定する教科書検定

文部科学省は三月三十日、二〇〇八年度から使用される高校教科書の検定結果を公表しました。日本史教科書では、沖縄戦の「集団自決」について、〈日本軍による自決命令や強要があったとする記述〉に修正を求める検定意見をつけました(五社、七冊)。

文部科学省の検定意見の要旨は、「日本軍による自決命令は断定できない。日本軍によって集団自決に追い込まれたという表現は沖縄戦の認識を誤らせる」というものです。

この検定に対し、沖縄県民は「沖縄戦の真実を歪曲するものだ」と、厳しく批判し、抗議しています。沖縄県議会と県下すべての市町村議会は、「集団自決」の軍関与が教科書検定で削除されたことに抗議し、検定撤回を求める意見書を全会一致で可決しています。

しかし、文科省は沖縄県民の主張を拒み、「教科図書用検定調査審議会が決定した」と説明しただけで、沖縄県民の総意を無視しています。

沖縄戦における住民被災について、事実を歪曲して歴史認識を誤った方向へ誘導しようとする動きが各地で起きています。

そのひとつが、慶良間諸島の渡嘉敷島・座間味島・慶留間島における「集団自決」の事例です。慶良間諸島の日本軍は、三〇〇隻の特攻艇と約三〇〇人の海上挺進隊を主体に、付属の基地隊、約六〇〇人の特設水上勤務隊(朝鮮人軍夫)などで編成されていました。地元で徴集された防衛隊・義勇隊も、島の守備軍に編入されました。

慶良間諸島の海上挺進隊は、陸軍の海上特攻隊で、一人乗りの小舟艇で敵艦船に体当たりし、積載の一二〇キログラム爆雷で艦船を破損させようというものでした。この実態については、誇大に語られていますが、〈陸軍の海上特攻隊〉ということについても、地元の人びとの間では、違和感と疑問があったということです。

一九四五年三月二十六日、米軍は空と海からの砲爆撃の支援のもとに慶良間諸島

に上陸を開始、二十九日には慶良間諸島全域をほぼ手中に収めました。日本軍の海上挺進隊は一隻も出撃せず、日本軍みずからの手で爆破しました。

この戦闘の間に、慶留間・座間味・渡嘉敷の島々では、凄惨な「住民の集団死」が起きました。これは、日本軍の強制と誘導によって、住民が自殺を強いられたものでしたが、島の戦隊長らは、「軍命はなかった」と主張しています。

渡嘉敷島の戦隊長であった赤松嘉次元大尉の遺族と座間味島の戦隊長であった梅沢裕元少佐が、大江健三郎氏の『沖繩ノート』と出版元の岩波書店を「名誉毀損」で大阪地裁に提訴し、損害賠償を求めています。彼らは、この裁判を「沖繩集団自決冤罪訴訟」と命名し、大江健三郎氏と岩波書店を論難しています。

原告らは、「渡嘉敷島や座間味島における住民の集団自決は、軍命によるものではなく崇高な犠牲的精神によって死を選択した」と主張しています。

これは単なる「名誉毀損」の問題ではなく、侵略戦争を正当化し皇軍(天皇の軍隊)の残虐行為を免罪する歴史修正主義の画策と考えられます。自由主義史観研究会などの現地調査に迎合する沖繩地元の旧軍人や官僚などの発言も、沖繩戦の認識を混乱させています。

今回の「集団自決」に関わる教科書検定は、「軍命はなかった」という戦隊長らの主張を、何の検証もなしに採用したものと云わざるをえません。肉親同士の殺し合いを強いられた島の人びとの証言は、信用できないとして無視されたのでしょうか。「司令官らの証言は信憑性がある」という思い込みに合わせてものを見ているのです。大阪地裁で係争中の、赤松氏や梅沢氏ら一方の主張を、教科書検定の論拠とするなど、もってのほかです。

国体護持をかけた沖繩戦

「日本の敗戦は必至」という認識のもとに戦われた沖繩戦は、太平洋戦争における日米最後の地上戦でした。日本帝国政府にとっては、国体護持(天皇制を護ること)が第一義であり、本土決戦準備・終戦交渉の時間をかせぐことが重要な課題でした。

近衛文麿元首相は、沖繩戦直前の一九四五年二月十四日、戦局が重大な事態に立ち至ったことを、天皇に次のように上奏しています。

敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存候……敗戦は我国体の一大暇理たるべきも英米の輿論は今日までの所国体の変革とまでは進み居らず……随って敗戦だけならば国体上はさまで憂ふる要なしと存候……国体護持の立場より最も憂ふべきは、敗戦よりも敗戦に伴ふて起ることあるべき共産革命に候……随って国体護持の立場よりすれば、一日も速やかに戦争終結の方途を講ずべきものなりと確信仕候……（細川護貞『細川日記』）

近衛元首相の上奏は、日本の支配層として戦争終結の必要を公然と天皇に説いている点で注目されますが、その趣旨は「敗戦は必至であるが、敗戦よりも、共産革命による天皇制支配機構の崩壊を最も憂える」というのです。近衛の進言に対して、天皇は「モウ一度戦果ヲ挙ゲテカラデナイト中々話ハ難シイト思フ」と述べています。昭和天皇は、この時期にいたってもなお、戦争指導に情熱を持っていたことがわかります。

沖縄戦は、日本の敗戦を前提とした「国体護持をかけた戦闘」でした。「本土防衛のための捨て石となった沖縄」といわれますが、それは「本土決戦を引きのばし、決戦準備と終戦交渉の時間稼ぎのための戦闘」であり、本土の国民を守るための戦闘ではなかったのです。いずれは国民すべてを死の道づれにするための前哨戦でした。

日本帝国政府は、本土決戦に備えて国民総動員の総力戦体制を強化しました。

一九四五年五月二十二日には「戦時教育令」を公布し、国民学校(小学校)や盲聾啞学校にまで学徒隊を編成するように指示しています。沖縄守備軍が壊滅し組織的戦闘が終結した六月二十三日には、「義勇兵役法」が公布され、女性も国民義勇戦闘隊に服役するように義務づけられています。

七月八日には、東京で沖縄師範学校と沖縄県立一中の学徒隊が表彰されました(受取人のいない表彰式)。太田耕造文部大臣は全国の学徒にむけて「沖縄の学徒隊につづけ」と号令し、国体護持のために命を捧げることを強調しました(七月九日付朝日新聞)。

日本帝国政府がポツダム宣言を受諾する際にも、国体護持が最大の課題でした。

八月六日と九日に、広島と長崎に原爆が投下され、広島・長崎は壊滅しましたが、日本の支配層は原爆の破壊力よりも、ソ連の対日参戦に大きな脅威を感じていまし

た。

一九四五年八月八日、ソ連は日ソ中立条約を破棄して対日宣戦布告をし、ただちに満州・樺太(サハリン)・北朝鮮に攻めこんできました。これによって日本の支配層は天皇制の危機を実感し、〈終戦〉を決断することになりました。

八月九日の深夜に御前会議が開かれ、十日午前二時半に国体護持を条件にポツダム宣言の受諾を決定しています。これを「聖断」(天子の裁断)と言いました。

当時の陸軍大臣・阿南惟幾の日記には、次のように記されています。

客月二十六日附三国共同宣言ニ挙ゲラレタル条件中ニハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更セントスル要求ヲ包含シ居ラサルトノ了解ノ下ニ日本政府ハ之ヲ受領ス

原爆投下によって、「日本の敗戦が早まった、だからしょうがない」と発言する政治家がいますが、アメリカの政策に追随して国民の苦悩を知らない暴言です。

アメリカはなぜ原爆を落としたか。広島と長崎で原爆投下の実態を学習した若者たちは学習の成果を次のように、明快に説明しています。

- ①都市攻撃をして、その威力を確かめたかった。衝撃波・超高熱による破壊力。放射能による人体と環境に及ぼす影響→原爆は一瞬ではない→二次被曝・胎内被曝。被爆者は日本人だけではない→強制連行された朝鮮人・中国人・連合軍捕虜。
- ②原爆の威力をソ連の指導者に誇示した→戦後の米ソ対決を予測した戦略。

③八月九日午前二時四九分、ミクロネシアのテニアン島を発進した B29 は、十一時二分に長崎に原爆を投下した。同機は九日の午後一時、沖縄本島・読谷山のボーロー飛行場に着陸。給油をして九日の二二時五五分、テニアン島に帰った。この時期に、米軍は B29 の発着できる二千メートルの滑走路を備えた飛行場を沖縄に設営していた。

皇軍の強制と誘導による「強制集団死」

沖縄守備軍(第三十二軍)は、沖縄県民に対して「軍官民共生共死の一体化」を指示し「一木一草トイヘドモ戦力化スベシ」といって老幼婦女子まで根こそぎ戦場動員しました。

沖縄現地で徴集された軍人軍属は二万五千人以上にのぼります(現役兵・召集兵・防衛隊・学徒隊・義勇隊など)。沖縄守備軍の四分の一は、沖縄県出身の「日本軍」であったことを確認する必要があります。沖縄戦における日本軍は本土出身の将兵(ヤマト兵隊)のみという思い込みは、事実誤認です。

沖縄戦の終結段階(六月-七月)で、米軍はガマ(洞窟)にこもる日本軍と地域住民を無差別に攻撃し、これを「ジャップ・ハンティング」と言いました。

皇軍は、住民を避難壕から追い出し、食料を奪い、投降を許さず、スパイ容疑で拷問・虐殺し、肉親同士の「殺しあい」を強要し、病人や障害者を戦場に放置しました。

沖縄戦における住民の死者は十五万人以上と推定されています。

沖縄戦の住民の被害を考えると、最も特異な事例として「集団自決」があげられます。

まず、「集団自決」という言葉の内実を明確にしなければなりません。

「自決」という場合には、「死をえらぶ人の自発性・任意性」が前提となります。乳幼児が自決をすることはありえないし、肉親を自発的に殺す者もいません。

「親が幼子を殺し、子が年老いた親を殺し、兄が弟妹を殺し、夫が妻を殺す」といった親族殺しあいは、天皇の軍隊と住民が混在した戦場で起きています。

防衛庁戦史室の編纂した『沖縄方面陸軍作戦』では、「戦闘員の煩累を絶つための犠牲的精神によって集団自決をとげ、皇国に殉じた」と書かれていますが、この主張は事実と反します。戦場の住民は、自主的に死を選択したのではなかったのです。

幾多の複合要因があるとは言えるものの、基本的には「皇軍と皇軍に追随する地域の指導者たちの強制と誘導」によって、肉親同士の殺しあいを強いられたのでした。肉親同士の殺しあいを強制するという事は、皇軍による住民殺害と同質同根です。

「強制され」あるいは「追いつめられた」人々の死を、「集団自決」と言うことはできません。この実態を「集団自決」と表現することは不適切であり、この真相を正しく伝えることを妨げ、誤解と混乱を招くこととなります。

「集団自決」という言葉は、一九五〇年代から使われ「ひとり歩きして定着している」という意見もありますが、実態を説明しないままに「集団自決」と言うと、やはり誤解と混乱を招くこととなります。「集団自決」と言われてきた言葉の内実

は、「皇軍の強制と誘導による住民の集団死」であることを、くりかえし指摘しなければなりません。

沖繩戦における「住民の集団死」の背景には、天皇のために死ぬことを最高の国民道徳としてきた皇民化教育がありました。沖繩戦においては、「軍官民共生共死の一体化」ということが強調され、「死の連帯感」が醸成されていました。その際、在郷軍人会・翼賛壮年団・警察官・市町村の兵事主任など、地元沖繩の有識者層の役割は重大でした。

日本軍から手榴弾を渡されたとき、島の指導者たちは「イザトイウ時ノ全住民ノ死」を当然のこととして受け入れたのですが、これを「集団自決」の「任意性・自発性」と考えることはできません。皇軍の命ずる「死」を拒むことは不可能な時代でした。

「鬼畜米英」への極度の恐怖も、人びとに死を選ばせる要因となりました。「満州事変」以来の大陸における日本軍の中国人虐殺の体験が広く語られており、「まけいくさ」となった場合の一般住民の運命について、人々は米軍による略奪・暴行・虐殺を予感し、絶望しました。「米軍が住民を殺すはずがない」と考えた移民帰りの人々もいましたが、スパイ容疑者と見られていた移民帰りが積極的な発言をすることはできませんでした。そのような発言をすると、スパイとみなされて虐殺されたのです。

姉妹や妻を「鬼畜米英」の凌辱にまかせ残虐な殺され方を見るよりは、いっそ一思いに、わが手で殺してやるのが肉親の愛情だと倒錯した思いにかられた人もいました。

皇軍のスパイ狩りへの恐怖も、住民の絶望感を倍加しました。軍事機密を知る住民を、絶対に敵の手に渡さないというのが皇軍の方針でしたから、米軍の保護下に入るということは、スパイとみなされました。日米両軍の狭間に置かれた住民は、極限状況の中で「死」に追いつめられていったのです。逃げ場のない島で、砲爆撃によって生きる希望を断たれ、無残な死を予感したことも、「死に急いだ」原因の一つでした。

「住民の集団死」は、これらの諸々の要素が複合して集団的なパニックが起き、共同体の中で親族殺しあいとなったのです。恐怖と狂気の嵐が村落共同体を支配したのです。

合囲地境(ごういちきょう)における『集団死』

沖縄戦のとき、南西諸島全域は、空も海も米軍によって制圧され、九州や台湾との往来は遮断され、包囲されていました。

沖縄守備軍は、県や市町村の所管事項に対しても、指示・命令を出し「軍官民共生共死の一体化」を強制しました。県民の行動は、すべて駐屯部隊の指揮官によって規制され、ここには民政はなかったのです。このよう一な戦場を、軍事用語では合囲地境と言いました。合囲地境は敵の合囲(包囲)または攻撃があったとき、警戒すべき区域として「戒厳令」によって区画したところです。

合囲地境においては駐屯部隊の上級者が全権を握って憲法を停止し、立法・行政・司法の全部または一部を軍の統制下に置くことになっていました。沖縄戦の時、戒厳令は宣告されなかったものの、南西諸島全域は事実上の合囲地境でした。県知事や市町村長の行政権限が無視され、現地部隊の意のままに処理されたのは、このような事情によるものでした。地域住民への指示・命令は、たとえ市町村役場の職員や地域の指導者たちが伝えたとしても、すべて「軍命」と受け取られました。

慶良間諸島の渡嘉敷島では赤松嘉次大尉が全権限を握り、座間味島では梅沢裕少佐が全権限を握っており、村行政は軍の統制下に置かれて、民政はなかったのです。このような軍政下で、軍命を伝える重要な役目を果たしたのが村役場の兵事主任(兵事係)でした。

兵事主任は、兵籍簿の調整・兵役年齢者の所在確認・←徴兵猶予願い等の処理・召集令状の伝達・戦没軍人遺家族や傷病軍人の援護など、軍事に関する地域の指導者でした。沖縄戦のときの兵事主任の主な任務は、現地部隊の要求する兵員を徴集して駐屯部隊に引き継ぐこと、軍命(労働力供出・避難・集結・退去等)を住民に伝えることでした。

渡嘉敷村の兵事主任であった富山真順氏は、次のように証言しています。

①一九四五年三月二十日、赤松隊から伝令が来て兵事主任の富山真順に対し、渡嘉敷部落の住民を役場に集めるように命令した。軍の指示に従って「十七歳未満の少年と役場職員」を役場の前庭に集めた。

②その時、兵器軍曹と坪ばれていた下士官が部下に手榴弾を二箱持ってこさせた。

兵器軍曹は集まった二十数名の者に手榴弾を二個ずつ配り、「米軍の上陸と渡嘉敷島の玉砕は必至である。敵に遭遇したら一発は敵に投げ、捕虜となる恐れのあるときには、残りの一発で自決せよ」と訓示した。

③米軍が渡嘉敷島に上陸した三月二十七日、兵事主任の富山氏に軍の命令が伝えられた。その内容は「住民を軍の西山陣地近くに集結させよ」というものであった。駐在の安里喜順巡查も集結命令を住民に伝えてまわった。

④三月二十八日、恩納河原の上流フィジガーで住民の「集団死」事件が起きた。このとき防衛隊員が手榴弾を持ち込み、住民の「自殺」を促した。

兵事主任の証言は、住民の「集団死」の実態を如実に伝えています。合囲地境における軍命を伝える兵事主任は重大な責務をになっていたことがわかります。日本国民は、軍の命令は「天皇の命令」と教えられてきました。捕虜になるよりも、「死を選ぶこと」が、「臣民の道」と信じていた一面もあります。天皇の軍隊と地域の指導者たちの教導に従って「生キテ虜囚ノ辱メヲ受ケズ」という「戦陣訓」を実践させられたのです。

(あにやまさあき)